

環境測定分析業務賠償責任保険制度のご案内

〈 賠償責任保険普通保険約款 ・ 請負業者特別約款 〉
〈 管理財物損壊補償特約 ・ 被害者治療費等補償特約 〉



この保険制度について

この保険制度は、会員の皆様の大気・水質・騒音等環境測定分析業務の遂行中に発生した偶然な事故、または会員の皆様が請負業務遂行のために所有、使用もしくは管理している施設の欠陥、管理の不備により発生した偶然な事故に起因して、保険期間中に他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損もしくは汚損した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いする制度です。

「対象業務に関する特約」のセットにより、環境測定分析業務以外の業務（注）も補償の対象とすることができます。

（注）JIS等の法令、海外基準および業界団体自主基準等に基づく技術的手法による分析・調査・検査・試験および測量業務を対象とします。ただし、そのうち、**対象物に物理的な変化・圧力を加える業務（ボーリング等の掘削工事・金属の強度調査・衝撃試験等）は対象外とします。**対象物に物理的な変化・圧力を加える業務を補償対象に含める場合は、別途取扱代理店までお問い合わせ願います。

保険期間 ・ 平成26年11月1日午後4時より

平成27年11月1日午後4時まで

申込締切日 ・ 平成26年10月10日（金） ※中途加入も可能です。

入金締切日 ・ 平成26年10月15日（水）

（平成26年度版）

一般社団法人日本環境測定分析協会

〒134-0084 東京都江戸川区東葛西2-3-4 電話 03-3878-2811

1.保険金をお支払いする主な場合

表紙の「この保険制度について」に記載のとおりです。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。
(事故例)

- (1) 煙突の吹出し口で排気を測定するため測定機器を吊り上げていた際、機器が落下し、通行人がケガをした。
- (2) はいじん等の検査のため集じん機の周辺に設置しておいた検査機器が吸い込まれ、集じん機内部を壊してしまった。
- (3) ボイラーの排気検査のためボイラー付属配管に登っていたところ、検査機器が落下して、検査に立ち会っていた委託先の従業員がケガをした。
- (4) 騒音振動測定の際、委託先の施設を壊した。
- (5) 作業環境測定のため室内で作業していた際、立ててあったシリンダーを倒し破損させてしまった。
- (6) 地質調査のための土壌掘削時に地中の水道管を損傷させ、水道管の損傷部分の補修が必要となった。(環境測定分析業務における地質調査に限ります。)
- (7) 農家へ農業調査に訪れた際、転んでビニールハウスの暖房設備を破損させてしまった。
- (8) ステンレスの錆の原因について実地調査をしている際、工具を落とし、下にいる者にケガをさせた。

等

※(7)、(8)は「対象業務に関する特約」のセットにより補償。

2.お支払いする保険金の種類

(お支払いする保険金)

| 保険金の種類 | 内 容 |
|-----------|---|
| ①損害賠償金 | 法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。) |
| ②損害防止費用 | 事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用 |
| ③権利保全行使費用 | 発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用 |
| ④緊急措置費用 | 事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用 |
| ⑤協力費用 | 引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用 |
| ⑥争訟費用 | 損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用 |
| ⑦被害者治療費等 | この制度において損害の原因と規定されている事由に起因して、他人に身体障害(傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。)を与え、被害者がその身体障害を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に、入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合において、被保険者が引受保険会社の同意を得て負担した次のいずれかに該当する費用。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> (a) 被害者が入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用 (b) 被害者が重度後遺障害を被った場合において、その原因となった身体障害の治療に要した費用 (c) 被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用 (d) 見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用 (社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由となされる給付を除きます。) </div> 法律上の損害賠償責任を負担するか否かを問わずお支払いの対象となりますが、損害賠償責任を負担した場合には、既にお支払いした保険金は損害賠償金に充当されます。また、原因となった事故の日からその日を含めて1年以内に被保険者が負担した費用に限ります。 |

上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額1万円を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。適用される特約によりその他の保険金がお支払われる場合がありますので、詳細は特約でご確認ください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、上記⑦の対象となる場合を除き、保険金のお支払対象とはなりません。

3.保険金の支払限度額

この保険制度では、主契約(環境測定分析業務を対象とする)として、ご希望により身体障害に対する賠償と、財物損壊に対する賠償とをセットした補償、または財物損壊のみの補償のいずれかをご選択いただけます。また、特約をセットすることで、環境測定分析業務以外の業務(注)も対象とすることができます。いずれの場合でも事故が生じた場合には、1回の事故につき損害賠償金から一律に免責金額として1万円を差し引いて、支払限度額の範囲内で保険金をお支払いいたします。支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票のご加入コースと右記の表を照らし合わせてご確認ください。

(注) JIS等の法令、海外基準および業界団体自主基準等に基づく技術的手法による分析・調査・検査・試験および測量業務を対象とします。

〈財物損壊のみのご契約方式の支払限度額〉(免責金額:1事故につき1万円)

| | 1事故につき | 保険期間中につき |
|-----|------------------|----------|
| A1型 | 3,000万円 | 3,000万円 |
| A2型 | 5,000万円 | 5,000万円 |
| A3型 | フリープラン(5,000万円超) | |

〈身体障害・財物損壊セットのご契約方式の支払限度額〉(免責金額:1事故につき1万円)

| | | 1名につき | 1事故につき | 保険期間中につき |
|-----|-----------|------------------|---------|----------|
| B1型 | 身体障害・財物損壊 | 3,000万円 | 3,000万円 | 3,000万円 |
| B2型 | 身体障害・財物損壊 | 5,000万円 | 5,000万円 | 5,000万円 |
| B3型 | 身体障害・財物損壊 | フリープラン(5,000万円超) | | |

※被害者治療費等補償特約の支払限度額(1事故1名につき)

| 区 分 | | 支払限度額 |
|--------------------------|------------------|---------|
| 1回の事故につき被害者 1名あたりの限度額 | 被害者が死亡した場合 | 50万円 |
| | 被害者が重度後遺障害を被った場合 | 50万円 |
| | 被害者が入院した場合 | 10万円 |
| 1事故限度額 | | 1,000万円 |

4.保険金をお支払いしない主な場合

〈普通保険約款でお支払いしない主な場合〉

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾(じょう)、労働争議に起因する損害賠償責任
- ⑥ 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- ⑦ 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出もしくはいつ出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)
- ⑧ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。) 等

〈賠償責任保険追加特約(自動セット)でお支払いしない主な場合〉

- ⑨ 直接であると間接であると問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - (a) 石綿等(アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵)の人体への摂取もしくは吸引
 - (b) 石綿等への曝露(ばくろ)による疾病
 - (c) 石綿等の飛散または拡散

〈請負業者特別約款でお支払いしない主な場合〉

- ⑩ 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した土地の沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の滅失、破損または汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑪ 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した土地の軟弱化もしくは土砂の流出・流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)*の収容物もしくは土地の滅失、破損または汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑫ 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した地下水の増減について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑬ 被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務(下請業務を含みます。)*に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑭ 航空機の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ⑮ パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ⑯ 自動車・原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する賠償責任。ただし貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する賠償責任を除きます。
 ※ 工作車(ブルドーザー、パワーショベル等。ダンプカーは含みません。)*に起因する賠償責任については、工事・仕事を行っている不特定多数の人が出入りすることを制限されている作業場内での事故に限り、保険金をお支払いします。ただし、損害の額がその自動車に締結されている(締結すべき)自賠責保険(責任共済を含みます。)*および自動車保険(自動車共済を含みます。)*により支払われる保険金と免責金額の合算額を超過する場合に、その超過額のみに対して保険金が支払われます。
- ⑰ 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し)または放棄の後に、仕事の結果に起因して負担する賠償責任
- ⑱ 被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する賠償責任
- ⑲ じんあいまたは騒音に起因する賠償責任
- ⑳ 直接であると間接であると問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - (a) 医療行為。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - (b) はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
- ㉑ 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行(LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。)*に起因して生じた損害
- ㉒ 被保険者が第三者から借用中の財物を滅失、破損もしくは汚損した場合、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

5.加入資格および保険契約者

この保険は(一社)日本環境測定分析協会が保険契約者となる団体契約です。
この保険にご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

| | |
|---------|------------------------------|
| ◇申込人 | (一社)日本環境測定分析協会の正会員(法人)に限ります。 |
| ◇記名被保険者 | (一社)日本環境測定分析協会の正会員(法人)に限ります。 |

申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

6.加入手続方法および保険料

(1) 保険料の計算方法

記名被保険者の把握可能な最近の会計年度(1年間)の売上高(千円単位・税込)につき、加入パターンに応じた適用料率を乗じ、保険料を算出いたします。具体的には以下の計算式により計算いたします。

なお、ご加入の際に、保険料を算出するために必要な資料(実績数値の記載がある申込人(または被保険者)作成資料の写しおよび引受保険会社様式による「告知書」)を引受保険会社にご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【主契約】

| 加入型 | 適用料率 | 【対象業務に関する特約】 | 適用料率 |
|-----|---------------|--------------|---------------|
| A1型 | 0.188 | | 0.232 |
| A2型 | 0.202 | | 0.250 |
| A3型 | 代理店にお問合せください。 | | 代理店にお問合せください。 |
| B1型 | 0.628 | | 0.997 |
| B2型 | 0.719 | | 1.142 |
| B3型 | 代理店にお問合せください。 | | 代理店にお問合せください。 |

※対象物に物理的な変化・圧力を加える業務(ボーリング等の掘削工事・金属の強度調査・衝撃試験等)は対象外とします。対象物に物理的な変化・圧力を加える業務を補償対象に含める場合は、別途取扱代理店までお問い合わせ願います。

<計算式例1>

環境測定分析業務にかかわる把握可能な最近の会計年度(1年間)の売上高 135,655千円
B2型に加入の場合

| | | | | |
|-----------------------|---|----------|---|---------------------|
| 把握可能な最近の会計年度(1年間)の売上高 | × | B2型の適用料率 | = | 適用保険料(円位を四捨五入 十円単位) |
| 135,655千円 | | 0.719 | | 97,540円 |

<計算式例2>

環境測定分析業務にかかわる把握可能な最近の会計年度(1年間)の売上高 135,655千円
環境測定分析業務以外にかかわる把握可能な最近の会計年度(1年間)の売上高 50,533千円

| | | | | |
|-----------------------|---|----------|---|---------------------|
| 把握可能な最近の会計年度(1年間)の売上高 | × | B2型の適用料率 | = | 適用保険料(円位を四捨五入 十円単位) |
| 135,655千円 | | 0.719 | | 97,540円 |
| 50,533千円 | × | 1.142 | = | 57,710円 |
| | | | | 合計保険料 155,250円 |

※売上高が2億円を超える場合は、売上高に応じ保険料はてい減し、割安となりますので、取扱代理店までご照会ください。

※本契約は「包括契約特約⑦事故発生ベース・仕事通知不要・確定保険料方式」が付帯されているため、保険期間終了後の確定精算はありません。

(2) 加入手続の流れ

- ① 加入申込票に、ご加入者名(含む代表者名)・ご加入希望型・直近会計年度(1年間)の年間売上高をご記入のうえ、取扱代理店宛にFAXしてください。
- ② 取扱代理店より保険料見積書をFAXにて返信いたします。
- ③ 加入申込票に保険料をご記入のうえ、ご加入者の代表者の役職印を押印いただき、日本環境測定分析協会事務局までご返送ください。また、保険料につきましては、下記口座に電信扱にて平成26年10月15日(水)までにお振込下さい。なお、振込手数料は貴社にてご負担いただきますようお願いいたします。

三菱東京UFJ銀行 葛西支店 普通 4588503
一般社団法人 日本環境測定分析協会 賠償口

7.事故が起こった場合の手続

(1) 事故にあわれたときの引受保険会社へのご連絡等

事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

- | |
|-------------------------------------|
| ① 損害の発生および拡大の防止 ② 相手の確認 ③ 目撃者の確認 |
|-------------------------------------|

| | |
|--|---------------------------------------|
| 三井住友海上へのご連絡は 24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 | 事故は いち早く 0120-258-189(無料) へ |
|--|---------------------------------------|

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

| 保険金のご請求に必要な書類 | 書類の例 |
|--|--|
| (1)引受保険会社所定の保険金請求書 | 引受保険会社所定の保険金請求書 |
| (2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類(注) (注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。 | 引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類 |
| (3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 | |
| ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 | 診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 |
| ②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 | 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書 |
| ③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 | |
| ④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 | 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 |
| ⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類 | 権利移転証(兼)念書 |
| (4)被保険者が負担した費用の額を示す書類 | 支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書 |
| (5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 | |
| ①保険金請求権者を確認する書類 | 住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 |
| ②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 | 引受保険会社所定の同意書 |
| ③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 | 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 |
| ④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類 | 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書 |

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

2013年10月1日以降始期契約用

請負業者賠償責任保険をご加入
いただくお客さまへ

重要事項のご説明

この書面では請負業者賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約(特別約款を含みます。以下同様とします。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。
※加入申込票への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。
※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

| 保険の種類 | 商品の仕組み |
|------------|---|
| 請負業者賠償責任保険 | 賠償責任保険普通保険約款 + 保険法の適用に関する特約(自動セット)賠償責任保険追加特約(自動セット) + 請負業者特別約款 + 管理財物損壊補償特約被害者治療費等補償特約包括契約特約⑦(事故発生ベース・仕事通知不要・確定保険料方式) + 対象業務に関する特約(任意セット) |

任意セットの特約は必要な場合にセットします。「(3)セットできる主な特約」をご参照ください。

(2)補償内容

■被保険者

| 保険の種類 | 被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。) |
|------------|--|
| 請負業者賠償責任保険 | 加入申込票(引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記名被保険者欄に記載された方が被保険者となります。 |

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■保険金をお支払いする主な場合

「環境測定分析業務賠償責任保険制度のご案内」の「1.保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

■お支払いする保険金

「環境測定分析業務賠償責任保険制度のご案内」の「2.お支払いする保険金の種類」のページをご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「環境測定分析業務賠償責任保険制度のご案内」の「4.保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約

セットできる主な特約は「環境測定分析業務賠償責任保険制度のご案内」をご参照ください。特約の内容の詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(4)保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、「環境測定分析業務賠償責任保険制度のご案内」または加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

「環境測定分析業務賠償責任保険制度のご案内」をご参照ください。

2.保険料

保険料(申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。)は、保険料算出の基礎、引受条件、保険期間等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、「環境測定分析業務賠償責任保険制度のご案内」または加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3.保険料の払込方法について

「環境測定分析業務賠償責任保険制度のご案内」をご参照ください。

4.満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。注意喚起情報のご説明の「6.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1.ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、一般社団法人日本環境測定分析協会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2.告知義務・通知義務等

(1)ご加入時における注意事項(告知義務—加入申込票の記入上の注意事項)

特にご注意ください

申込人および被保険者には、ご加入時に加入申込票(引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込票に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象(施設、業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3.補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料は、「環境測定分析業務賠償責任保険制度のご案内」記載の方法により払込みください。記載の方法により保険料を払込みいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

4.保険金をお支払いしない主な場合等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

「環境測定分析業務賠償責任保険制度のご案内」をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5.保険金の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、「環境測定分析業務賠償責任保険制度のご案内」記載の方法により払込みください。「環境測定分析業務賠償責任保険制度のご案内」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

6.解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

■始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

7.保険会社破綻時等の取扱い(平成26年8月現在)

○引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。

○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)

○補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

| | | |
|-------------------|--|--|
| ●本保険商品に関するお問い合わせは | <取扱代理店> 株式会社 日本橋保険センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-4-6 電話 03-3639-8844 FAX 03-3639-0580 URL: http://www.nic77.co.jp/ | <引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 公務開発部 営業第一課 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 電話 03-3259-3017 |
| | | |

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは
「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

【受付時間】平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)] 【受付時間】平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

その他のご説明

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1.お申込み時にご注意いただきたいこと

(1) 共同保険 この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

| | |
|--------------|----------|
| 三井住友海上(幹事会社) | 引受割合 70% |
| 東京海上日動火災保険 | 〃 30% |

(2) ご加入条件 次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

○著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

(3) この保険契約では、ご加入時に「把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績数値」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。

○ご加入の際には、保険料算出に必要な資料^(注)を引受保険会社にご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(注)実績数値の記載がある申込人または被保険者作成資料の写しおよび引受保険会社様式による「告知書」が必要となります。

○新設法人等で、契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績がない場合は、ご加入時に「保険期間中」における見込み数値に基づいて暫定保険料をいただき、満期後にその期間中における確定数値に基づいて確定保険料を計算し、暫定保険料との差額を精算させていただく必要があります。

2.個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。詳細は、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

A14-101874 使用期限:2015.11.1